

# 利用規約



当ホテルの公共性と安全性を確保するため、当ホテルをご利用のお客様は下記の規則をお守りいただきますようお願い申し上げます。  
なお、これらの規則に違反された場合は、当ホテルのご利用をお断りすることがございます。

- 廊下及び客室内で、暖房・炊事用などの火気を使用しないでください。
- 当ホテルは全館禁煙となっております。客室やロビー等での喫煙（電子タバコ、加熱式タバコ、水タバコ等を含む）はご遠慮ください（喫煙場所を設けている場合は喫煙場所でのみ可とします）。
- 大声での歌唱や騒音を伴う行為、その他他のお客様に迷惑を及ぼす行為はお控えください。
- 廊下および客室に次のような物品を持ち込まないでください。
  - （イ）動物、鳥類、その他ペット類。
  - （ロ）著しく悪臭を発するもの。
  - （ハ）著しく多量の物品。
  - （ニ）火気や揮発油など、火気或いは引火しやすいもの。
  - （ホ）適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類。
  - （ヘ）その他、館内に持ち込むことにより、業務に支障が出る、または他のお客様に著しい迷惑を及ぼすことになる性質の物品。
- 廊下および客室内で、賭博や風紀を乱す行為はお控えください。
- 許可なく外来者を客室に招き入れたり、客室内の設備や備品を使用させたりしないでください。
- 客室やロビーを事務所や営業所代わりに使用しないでください。
- 廊下および客室内の設備や備品は、本来の用途以外に使用しないでください。
- 客室内の備品をホテル外へ持ち出したり、館内の他の場所へ移動したりしないでください。
- ホテルの建築物や設備に異物を取り付けるなど、現状を変更する行為はお控えください。
- ホテルの外観を損なう物品を窓に掛けしないでください。
- ホテル内で他のお客様に広告物を配布する行為はご遠慮ください。
- 廊下やロビーに靴やその他の所持品を放置しないでください。
- ホテル外から飲食物の出前はご遠慮ください。
- 宿泊料は前払いにてお支払いください。
- ご宿泊日数を変更される場合は、事前にフロントまでご連絡ください。
- ご宿泊日数を延長される場合は、延長分の宿泊料を前払いにてお支払いください。
- お忘れ物の保管は、発見日を含めて1ヶ月とさせていただきます。ただし、飲食物・花卉などの腐食の恐れのあるもの等につきましては、即日処分とさせていただきます。
- 現金、その他貴重品はお客様ご自身の責任において保管ください。貴重品の盗難、紛失等については、当ホテルは一切の責任を負いかねます。
- 館内着・スリッパは客室・浴場以外でのご使用をご遠慮ください。
- ルームカードキーを紛失された場合、再発行手数料を実費でお支払いいただきます。

# 宿泊約款

## 第1条 適用範囲

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 第2条 宿泊契約の申込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項をホテルに申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻

- (3) 宿泊料金（原則として別表 1 の基本宿泊料による。）
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### 第 3 条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定より当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 第 4 条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱う。

### 第 5 条 宿泊契約の拒否 参考：[https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/second\\_5.html](https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/second_5.html)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。（旅館業法第 5 条の規定に基づくものとします）
  - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、旅館業法第 2 条第 6 項に定める特定感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症等）の患者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊客が、当ホテルまたは当ホテルの従業員に対し、不当な割引やアップグレード等の過剰なサービスを繰り返し求める行為、社会的相当性を欠く方法による謝罪を繰り返し求める行為、対面や電話等により長時間にわたって叱責等しながら拘束する行為等、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき。
  - (6) 天災、施設の故障、そのほかやむを得ないに事由より宿泊させることができないとき。
  - (7) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び、宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (8) 宿泊客が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるものをいう。以下同じ）に該当するとき。

### 第 6 条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 宿当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時(予め到着時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### 第 7 条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。（旅館業法第 5 条の規定に基づくものとします）

- (1) 宿泊客が宿泊に際し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
  - (3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき及び宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (5) 喫煙場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に反する行為を行おうとする、または行ったとき。
  - (6) 宿泊客が、当ホテルの器物を損壊する行為もしくは業務を妨害する行為、または当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、わいせつ行為、土下座の強要、威圧的な不当要求、当ホテル従業員のプライバシーや人権を侵害する言動、その他著しい大声や人格攻撃といった声量や内容において社会的相当性を逸脱もしくは風紀を乱す言動を行ったとき、またはかつてそれらと同様の行為を行ったと認められるとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び連絡先
  - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

## 第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2:00から翌午前11:00とします（プラン等ホテルが別途指定することがあります）。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同行に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます（下記範囲内で、ホテルが別途設定することがあります）。
  - (1) 午後4:00迄は、1時間ごとの追加料金（金額はプラン・設定による）
  - (2) 午後4:00以降は、室料金の100%

## 第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則および館内ルールに従っていただきます。

## 第11条 主な施設の営業時間

1. 当ホテルのフロントの営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の掲示等でご案内いたします。
  - (1) 門限なし
  - (2) フロント 24時間
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## 第12条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第13条 当ホテルの責任

1. 宿当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

## 第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供ができないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条 寄託物などの取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、宿泊客がその種類及び価額の申告を行わなかったときは、当ホテルは 10 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当ホテル内にお持ちになった物品又は現金並びに、貴重品について、当ホテルの故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。

第 16 条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前にとホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は、発見日を含めて 1 ヶ月間当ホテルに保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、そのほかの物品については処分させていただきます。

第 17 条 駐車責任

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条 宿泊客の責任

1. 宿宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
2. ルームカードキーを紛失された場合は、再発行手数料を実費でお支払いいただきます。

別表第 1：宿泊料金などの内訳（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

|             |      | 内 訳         |
|-------------|------|-------------|
| 宿泊客が支払うべき総額 | 宿泊料金 | ① 基本宿泊料（室料） |
|             | 追加料金 | ② その他の利用料金  |
|             | 税金   | イ. 消費税、諸税   |

備考 基本宿泊料はフロントに提示する料金表によります。

別表第 2：違約金（第 6 条第 2 項関係）

| 契約解除の通知を受けた日<br>契約申込人数 |       | 不 泊  | 当 日<br>午後 4 時迄 | 前 日 | 2～6 日前 | 7 日前 |
|------------------------|-------|------|----------------|-----|--------|------|
| 一 般                    | 10 名迄 | 100% | 0%             | 0%  |        |      |
| 団 体                    | 11 名～ | 100% | 100%           | 50% | 30%    | 10%  |

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（11 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 7 日前（その日より後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。